

香川県条例第36号

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
前文	前文
第1章～第4章 略	第1章～第4章 略
第4章の2 青少年のインターネット利用環境の整備（第17条の3— <u>第17条の5</u> ）	第4章の2 青少年のインターネット利用環境の整備（第17条の3）
第5章・第6章 略	第5章・第6章 略
附則	附則
<u>(インターネットの利用に係る保護者等の努力義務)</u>	
第17条の3 保護者及び青少年の健全な保護育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、 <u>有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）</u> を青少年が閲覧し、又は視聴することができないように努めなければならない。	第17条の3 保護者及び青少年の健全な保護育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、 <u>その利用により得られる情報であって、その内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認められるもの（以下「有害情報」という。）</u> を青少年が閲覧し、又は視聴することができないように努めなければならない。
2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、 <u>フィルタリングソフトウェア（青少年インターネット環境整備法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）</u> の活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することができないように努めなければならない。	2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、 <u>フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）</u> の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することができないように努めなければならない。
3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号） <u>第2条第3号</u> に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又	3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号） <u>第2条第1項第3号</u> に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活

は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することができないよう、フィルタリングソフトウェアの利用に係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することができないよう、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することができないよう、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧の防止措置)

第17条の4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定によりフィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用する旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活においてフィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット事業者（同条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット事業者及び携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（当該契約内容を変更する契約を含む。以下「携帯電話インターネット契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「携帯電話インターネット事業者等」という。）は、携帯電話インターネット契約の締結又はその媒介等をするに当たっては、当該携帯電話インターネット契約の相手方又は当該携帯電話インターネット契約に係る携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者の年齢を確認しなければならない。

3 携帯電話インターネット事業者等は、青少年を相手方とし、又は青少年を携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者とする携帯電話インターネット契約（以下「青少年携帯電話インターネット契約」という。）であって、フィルタリングサービスを利用しないものの締結又はその媒介等をすることは、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機

会が生ずることその他の規則で定める事項を説明し、及びその内容を記載した説明書を交付しなければならない。

- 4 携帯電話インターネット事業者は、フィルタリングサービスを利用しない青少年携帯電話インターネット契約を締結したときは、当該青少年携帯電話インターネット契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該青少年携帯電話インターネット契約に係る第1項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項（規則で定める事項に限る。）が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を、保存しなければならない。
- 5 知事は、前各項の規定の施行に必要な限度において、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、質問し、又は資料の提示その他の必要な協力を求めることができる。

（携帯電話インターネット事業者等に対する勧告等）

- 第17条の5 知事は、携帯電話インターネット事業者等が前条第2項から第4項までの規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者等がその勧告に従わなかつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
 - 3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。